

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱

[沿革] 平成19年7月17日（制定）

（目的）

第1条 この要綱は、けんさんぴんの登録に関する必要な事項を定めることにより、県が発注する公共事業におけるけんさんぴんの活用の拡大を図ることにより、県内景気の浮揚と雇用の確保に寄与するとともに、公共事業の品質の確保、コスト縮減及び和歌山県土の保全と復元を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、けんさんぴんとは、県産品建設資材、県産新工法、県土保全環境技術、県産認定リサイクル製品をいう。

2 この要綱において、県産品建設資材とは、次の各号のいずれかの建設資材、製品等をいう。

（1）県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

（2）県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品

（3）紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

（4）県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

3 この要綱において、県産新工法とは、公共事業の実施に当たって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したものをいう。

4 この要綱において、県土保全環境技術とは、和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、次の各号のいずれかの条件を満たすものをいう。

（1）県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法

（2）県産品建設資材を主材料とする技術及び工法

（3）紀州材を有効利用できる技術及び工法

5 この要綱において、県産認定リサイクル製品とは、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）による認定を受けたものをいう。

6 この要綱において、けんさんぴん登録予定資材とは、総合評価制度による和歌山県の発注工事で、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材又は県産認定リサイクル製品の1品目全数使用を提案し、最高評価入札者になった者から提案されたけんさんぴん登録されていない建設資材（以下「提案資材」という。）のうち要綱第2条第2項第1号の審査項目に適合するものをいう。

（登録）

第3条 けんさんぴんの登録を受けようとする者は、登録の申請を知事に行わなければならない。

2 知事は登録の申請内容を審査するため、県産品活用部会を設置する。

- 3 知事は、登録の申請又は第5項第2号に規定する定義に関する変更申請があった場合には、県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録台帳に登録するものとする。
- 4 知事はけんさんぴん登録をしたときは、申請者に通知するとともに、その旨をホームページにて公表するものとする。
- 5 けんさんぴん登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に掲げる登録内容に変更が生じたときは、速やかに別に定める登録内容の変更申請を行わなければならない。
 - (1) 問い合わせ先
 - (2) 定義（県産品建設資材・県産新工法・県土保全環境技術・県認定リサイクル製品）
 - (3) 他機関での評価の有無
 - (4) 製造工場
 - (5) 原材料産地
- 6 知事は、登録内容の変更をしたときは、申請者に通知するものとする。

（けんさんぴん登録予定資材の登録）

- 第4条 知事は提案資材について、入札時に提出された証明資料等をもとに県産品活用部会において審査を行った上、製造事業者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録予定資材台帳に登録するものとする。
- 2 知事はけんさんぴん登録予定資材台帳に登録をしたときは、製造事業者に通知するとともに、その旨をホームページにて公表するものとする。
 - 3 第1項により、けんさんぴん登録予定資材台帳に登録された製造事業者は、当該工事契約締結後、速やかにけんさんぴん登録の申請を知事に行わなければならない。
 - 4 知事は、けんさんぴん登録の申請をされたけんさんぴん登録予定資材について、再度県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録台帳に登録するものとし、けんさんぴん登録予定資材台帳から削除するものとする。

（登録の更新）

- 第5条 登録の有効期間は、登録日より3年間とする。
- 2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。
 - 3 知事は、更新の申請があった場合、次の各号により登録の更新をするものとする。
 - (1) 登録の有効期間中に使用実績があったものについては、けんさんぴん登録台帳を更新する。
 - (2) 登録の有効期間中に使用実績が無かったものについては、要支援けんさんぴんとしてけんさんぴん登録台帳を更新する。
 - 4 知事は、登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。
 - 5 前項の規定による登録の有効期間は、更新日より3年間とする。

（登録の取消し）

- 第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) けんさんぴんに該当しなくなったとき。
 - (2) 登録更新の申請をしなかったとき。

(3) 登録事業者から登録の取消しの申出があったとき。

(4) その他けんさんびん登録として適当でないことを知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を登録事業者に通知するものとする。

(県の責務)

第7条 県は、公共事業においてけんさんびんの利用を促進するために、県のホームページ等を利用して情報提供を行うとともに、要支援けんさんびんについては、利用実績が無かった原因について調査し、活用の促進を検討する。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課において所掌する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、和歌山県けんさんびん登録制度の運用に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。